

参議院 第168回国会 環境委員会

第5号 平成19年11月27日

○ 川田龍平君

私は、今年十一月五日に行われました住民の運動に触れて、国会議員の果たすべき役割と住民活動のパワーに学ぶ経験をいたしました。

一つは、三陸の海に、空に、放射能を流さないでという岩手県三陸の住民団体、漁民、サーファーの皆さんが九万二千三百八十七人も署名を集めた活動です。日本では高速増殖炉も高レベル核廃棄物処分場もできるめども立っておらず、核燃料サイクルは確立していません。なのに、再処理工場は、プルサーマル計画に備えるとしてアクティブ試験を始め、本格稼働すると三陸海岸に未曾有の放射能汚染をもたらすのではないかという不安が広がっています。

もう一つは、私が国会で議席を得る前に生活の拠点としていた長野県で、富士見町という小さな町の灰溶融炉に不安を持たれる住民活動です。灰溶融炉は、ごみを焼却処分した後の焼却灰を高温で溶かしスラグを作り、公共事業で再利用するというものです。

しかし、この灰溶融炉も核燃料再処理工場も、いずれも技術水準、コスト、安全性において大きな問題を抱えています。

まず、この三陸の海に、空に、放射能を流さないでという九万を超える署名は、福田首相と経済産業大臣に提出されました。私は、経産省、環境省、農水省の担当部局の皆さんに切々と語った岩手県の住民や漁師、そしてサーファーや東京の消費者の叫びに心を打たれました。一方で大変残念だったのは、担当部局の皆さんの対応が、私が薬害エイズの問題で経験した、自分の担当している任期中に問題が起きなければよいとする無責任な官僚の姿に重なったことでした。

もちろん、官僚の皆さんがすべてそうだということではなく、良心と誇りを持って仕事をされている方がいらっしゃることは熟知しております。そこにはやはり、官僚が仕事ができるのも法律の上で仕事ができるのであって、その法律の限界を政治の側が果たさなければならぬ、本来の役割と責任を自らに課しながら質問をさせていただきます。

今日も、傍聴席には再処理工場に疑問を持たれる多くの方がいらっしゃっています。皆さんの不安の例を挙げると、トリチウム水、十一月十八日にこの原子力発電所の濃度限度値の一千四百倍が放出をこの六ヶ所の再処理工場からされました。本格稼働が始まると、海には三億三千万ミリシーベルトが放出されます。これは三億二千四百万人分もの被曝許容量を越す、すごい量です。これでは、幾ら国が安全だと言っているからといっても、そうそう納得できません。

まず、この九万二千三百八十七人の署名についてを経済産業省原子力保安院の方へ質問です。この安全性をめぐる十一月五日に各省庁との間での激しいやり取りがあったわけですが、この九万二千三百八十七人という、三陸の海に、空に、放射能を流さないでというこの署名をどのように受け止めたか、それをまずお聞かせください。

○政府参考人（平岡英治君）

お答え申し上げたいと思います。

先般、日本原燃再処理施設に関します九万筆を超える署名を提出いただきまして、私ども、受領をさせていただきました。私ども、再処理施設の安全規制に関して責任を有するという立場でございます。原子力安全・保安院としましては、六ヶ所再処理施設の安全性につきまして不安の声があるということを改めてお聞きしたものと受け止めております。私ども、再処理施設の安全規制を担当しております原子炉等規制法に基づきまして、しっかりした安全規制を行ってきおるつもりでございます。

御指摘の放射性物質の放出に関しましては、事業指定に際しましての安全審査において、放射性物質の放出等に伴います一般の公衆の方の線量、これが法令に定める線量限度を超えないということのもとよりですが、さらに合理的に達成できる限り低いということを確認をしてきているところでございます。

私ども、こういった運転中の規制も用意をしております、こういった安全活動につきましてしっかり国民の方の理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。

○川田龍平君

詳しい質問はまた後ほどいたしたいと思いますが、環境大臣へ質問です。命を預かる医師として、また地球環境と基本的生存権の裏付けとなるこの空気、そして水、環境を守る環境大臣として、この九万二千三百八十七人という署名をどう受け止めますか、お聞かせください。

○国務大臣（鴨下一郎君）

九万人を超える方々がこの再処理工場に不安を抱いて、そして署名をされたらと、こういうようなことは私たちは重く受け止めなければいけないというふうに思います。政府全体として十分にこの安全性というものについて考えて、そして皆様の不安が解消されるような、こういうようなことにしていくということがもう重要なことだというふうに認識をしております。

○川田龍平君

今日は農水副大臣にも出席いただいておりますが、先日、十一月十日、十一日と、全国豊かな海祭り全国大会が琵琶湖という内水面を抱えた地域としては初めて開催されたと聞きました。海の恵みである水産物の安全性に責任のある農水省として、この九万二千三百八十七人の署名をどう受け止めますか、お聞かせください。

○副大臣（岩永浩美君）

十一月の五日に、先ほど先生から御指摘があった三陸の海を放射能から守る岩手の会などから再処理工場から放射能を放出をさせないようという陳情があったことは伺っています。

原子力安全・保安院や青森県などによると、再処理施設からの影響は、海藻などの海産物摂取による内部被曝も含めて、法令に定める一般公衆の年間の線量限度一ミリシーベルトを十分に下回るとの評価をしているということをお聞きいたしています。さらに、再処理施設の稼働による海水や海産物への影響については、青森県、文部科学省などで影響のモニタリングを実施をさせていただいており、また農水省としても、海産物への一般的な放射能レベル調査を三陸沖を含めて各地で実施をしています。

農林水産省としては、漁業者の皆様方が適切に漁業活動を営んでいくことができるよう、漁場保全などの立場から関係省庁と十分連携をいたして、今後とも適切に対処してまいりたいと思っています。

○川田龍平君

ありがとうございます。また後ほど、ちょっともう少しお聞きしたいことがありますので、もう少しお待ちください。済みません。

それで、経済産業省の原子力保安院へのまた質問ですが、十一月五日の集会でも、住民グループの皆さんとの間で論点となっていることは、再処理工場からの海や空への放射性廃棄物の放出について、年間の総量規制はあっても排出するごとの濃度規制がないことです。原子力発電所など関連施設では、その放射性廃棄物に濃度規制があるのに再処理工場にないのはなぜなのか、お伺いいたします。

○政府参考人（平岡英治君）

再処理施設から海洋に放出されます放射性物質でございますが、再処理施設の場合は原子炉等の場合に比べまして、核種が非常に多様であるということ等を考慮いたしまして、また放射線審議会からの答申を踏まえまして、現在、使用済燃料の再処理事業に関する規則及びその関連の告示におきまして実効線量当量について、三か月について〇・二五ミリシーベルトという規則を定めております。

これに加えまして、法令に基づき認可されました保安規定、ここでは放出管理目標値というものを定めておりまして、これを遵守することにより、十分に安全が確保されるというふうに考えているところでございます。

○川田龍平君

その今の答弁をお聞きしましても、なぜ再処理工場に濃度規制がないのかがよく分かりません。実は、青森県にある原子力施設すべては県と六ヶ所村と日本原燃の間で安全協定が結ばれています。しかも、再処理工場に先立つ三施設、ウラン濃縮工場、低レベル放射能廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの排出規制は濃度を使っています。そして、三か月平均は原子力発電所の十分の一を超えないように規制されています。

ところが、再処理工場の年間放出予測量だけの規制です。なぜ再処理工場だけが排出規制に濃度規制がないのでしょうか。重ねて質問いたします。

○政府参考人（平岡英治君）

繰り返しになりますが、再処理施設の排出される放射性物質については、非常に多様なものであるということで、この規制についてどのように考えるかということが議論された結果、放射線審議会からの答申を踏まえまして、全体の総量、総量といいますか、線量によって規制をするという形になっておる次第でございます。

○川田龍平君

なぜ濃度規制をしているかということ、年間総量規制ということは、一回ごとの排出量に

差が出る、大量に放射性廃棄物が排出されたり少ないときもあるかもしれない、一定ではないということです。再処理工場から海や空へ放出される放射能は大気となり、海水に混ざり、魚の体や海藻に宿り、食を通し、最終的には人体への影響として現れてきます。魚や野菜の場合に、季節によっても生産物の種類も違います。サーファーの皆さんは季節によって飲む海水の放射エネルギーが変わるということです。だからこそ、原子力発電所では発電用の軽水型原子力施設周辺の線量目標値に関する指針が一定した濃度規制で安全性を保とうとしているのです。再処理工場の稼働にはその指針が必要ではないという理由を改めてお伺いいたします。

○政府参考人（平岡英治君）

今先生御指摘がございましたものは、原子力安全委員会の方で定めていただいております線量目標値の指針の御指摘と承りました。

再処理施設につきましては、この原子力施設でございます〇・〇五ミリシーベルトという設定は安全委員会においてはされておられません。安全委員会におきます指針の策定につきましては、保安院としてはこれに基づいて審査をするということでございますので、その指針そのものについてはここでちょっとお答えする立場にはないわけでございますけれども、再処理施設の安全審査指針というものがございます。これに基づいて私ども審査をしたわけでございますけれども、これでは法令に定める線量限度を超えないということはもちろんですが、合理的に達成できる限り低いものとするということを求めておまして、そういう意味で、この線量につきましては〇・〇二ミリシーベルトという、年間ですね、評価をしておるところでございます、原子力発電所における線量目標値〇・〇五ミリシーベルトを下回る値ということになっておるところでございます。

○川田龍平君

もっと具体的にお伺いいたします。

再処理工場の被曝線量目標は今おっしゃいました二十二マイクロシーベルトだから安全ですと原子力安全保安委員会が配っているパンフレットに書いてあります。果たしてそうでしょうか。青森県の東通原発での年間線量は三マイクロシーベルト、四つの原発のある大飯原発でも六マイクロシーベルトです。全国の原子力発電所の年間線量と比較したとき、いかに二十二マイクロシーベルトが高い値であるか分かります。これについてはどう認識されているのでしょうか。

○政府参考人（平岡英治君）

原子力安全・保安院といたしましては、法令に定める線量限度並びに原子力安全委員会の指針等に基づいて審査を行い、十分に低いレベルであるということを確認をして許可をいたしております。施設の特性上、原子力発電所に比べますと放出の量が多いのは事実でございます。

○川田龍平君

安全論争をここでやっていくと時間もありませんので、指摘だけしておきたいことがあります。

二十マイクロシーベルトが安全だと言いますが、例えば沃素が生体にどれくらい蓄積するかの基礎計算のところでその係数がありますが、同じ青森県の東通原子力発電所、すぐ近くの発電所ですけれども、四〇〇〇という係数を使っています。しかし、この再処理工場では二〇〇〇という係数を使っています。原子力発電所ではそれだけ厳しい数値を使って三マイクロシーベルトなんです。半分の二〇〇〇の係数を使って二十マイクロシーベルトなんです。この係数問題、改めてお伺いしたいと思います。

そこで、この次に農水省の副大臣に御質問です。

この網、これは宮城県の唐桑というところの漁師の方からお借りしてきたものですが、ホタテの養殖に使うものです。これをこうぐしゃぐしゃとしたのをここの網の中に入れて、これを一杯にして海につるしてホタテの養殖に使っているそうです。ホタテの稚貝や卵がここに、海の中で通ってきまして、この小さい網を通して卵がここに付着して、稚貝がここの間を行ったり来たりしている間にだんだんと大きくなってきて、この網に、中に捕らえられて、ここで成長してホタテの養殖がされると聞いています。

こうしたホタテの稚貝が、実は太平洋に流れてくる放射能の廃棄物、放射性廃棄物は太平洋に拡散するから安全だという説明をされているんですけども、黒潮に押されて津軽暖流が三陸沿岸を流れていきます。つまり、再処理工場から廃棄される放射性物質は、ホタテの赤ちゃんもそうですけれども、津軽暖流に乗ってやってきて、三陸の恵み豊かな湾に滞留するんです。

副大臣は、この潮の流れを、自然の摂理を御存じでしたか。そして、不安を感じる漁民の方にどんな思いを抱きますか。お答えいただけますか。

○副大臣（岩永浩美君）

宮城県、岩手県に養殖をしてあるホタテガイの稚仔のかなりの部分が陸奥湾からのものであるということについては認識をいたしております。これは、関係者間での定説になっていることは承知をしていますが、南下する沿岸の暖流に乗ってくる、そのことについて具体的に、私は専門的にその知識を持ち合わせておりませんが、今御指摘いただいたようなことを踏まえて、今漁業団体の皆さん方の御意見としては、今私が申し上げたような形で常識のような形になっていることは事実です。

○川田龍平君

さすが副大臣は見識があたりだと思います。

その副大臣にもう一度伺いますが、プルトニウムが海藻にどれくらい蓄積するか数値が発表されています。青森県が出している平成十七年度原子力施設環境放射線調査報告書の二百七十一ページ、再処理工場の操業に伴う環境モニタリングへの影響の中で、今までは実質上ゼロの海藻に〇・〇二ベクレルのプルトニウムが蓄積すると、稼働した後に変化すると予測がされています。

角砂糖が五個で日本人全員、日本の住んでいる人口全員の致死量、史上最悪の毒性と言われるこのプルトニウムです。

どんなに少なくとも海藻に蓄積されることが既に想定されていますという状況は大問題です。もし大問題ではないというのであれば、マーケットの感覚が麻痺していると言いがありません。新潟県柏崎刈羽原発の中越沖地震でも、放射能が漏れたというだけ

でその風評被害は相当な額であったと聞きます。幾ら日本原燃や国が巨大な広告費を投入して青森県六ヶ所村の再処理工場を安全だ安全だとアピールしても、これは青森県の農産物や三陸の漁業に大きな風評被害を出ることを避けられないと思いますが、それをどう受け止めますか。農水副大臣、お願いします。

○副大臣（岩永浩美君）

私よりも、専門的なことですから事務方に答弁をさせます。

○政府参考人（重義行君）

お答えいたします。

ただいまの青森県のシーベルトの件でございますが、私どもとしては、原子力安全・保安院や青森県の調査等によります再処理施設からの影響というのは、海藻等の海産物摂取による内部被曝も含めて法令に定める一般公衆の年間の線量限度一ミリシーベルトを下回ると、十分に下回るという評価をしているというふうに聞いております。

私どもといたしましては、今委員御指摘の風評被害という問題は大変重要な問題だと感じておりますし、この問題を誤った対応をいたしますと漁業者の方々に大変な被害を被るということから、関係省庁連携いたしまして正しい情報を広く国民の方々に認識していただくということが大事であろうと考えておるところでございます。

○川田龍平君

是非、農水副大臣、せっかくおいでですので一言いただきたいと思うんですが、同じ質問でお願いします。

○副大臣（岩永浩美君）

ただいま御指摘いただいた件については、関係省庁と十分な連携を取って、皆さん方に御不安をいただくことがないように取り組んでまいりたいと思います。

○川田龍平君

ありがとうございました。

大丈夫です。これで質問を終わりますので、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

それで、環境省の方々そして大臣の方々にはずっと今のやり取りを聞いていただきたいんですけども、この原子力の安全性について経済産業省が所管、一部、内閣府という行政配置がこれまででしたが、これは一般市民にとって非常に違和感を感じる部分です。放射能汚染から国民と環境を守る仕事は環境省がやるべきことなのではないでしょうか。再処理工場の濃度規制のない放射性廃棄物の大量廃棄は、どう考えても産業廃棄物と同質です。日本の自然環境や国民の健康を守るため、放射能放出を監視することは環境省の関与すべき案件と私は考えますけれども、どうお考えになりますでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人（竹本和彦君）

ただいま御指摘の点につきましては、環境基本法におきまして、放射性物質によります

大気の汚染、また水質の汚濁及び土壌の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法令において定めることとされております。したがって、原子力施設から放出される放射線につきましては、関係法令に基づき、放射線による汚染の防止のための必要な措置が講じられるとされているところでございます。

環境省におきましては、一般環境中の放射性物質についての監視を実施をしておるところでございます。関係省庁がそれぞれの役割分担の下に今後とも政府全体として適切に放射性物質に係る対応を実施していくことが重要であるというように認識をしておるところでございます。

○川田龍平君

六ヶ所の再処理工場の設計の基となったフランスのラアーグ再処理工場周辺では、小児白血病が高い率で発生している調査報告が出ています。日本は水俣病を経験していますが、そこから一体何を学ぶのかということだと思います。大臣は医師であります。この事実を知っているかどうか。

そして、世界の放射能管理がどのような政府機関に管理されているかについても問題意識を持ってほしいと思っています。環境先進国ドイツ、スウェーデンでは環境省が放射能について管理しています。今、日本では、推進と監視の両方を経済産業省と内閣府が担っています。内閣府の監視機関がきちんと機能しているかといえば、残念ながらそうは言えません。再処理工場をめぐるアカウンタビリティの問題性は推進と監視が一体であることが原因とも言えます。

現在、内閣府に置かれている原子力安全委員会を環境省下に置くことを提案します。これについてどう思われるか、お答えください。

○国務大臣（鴨下一郎君）

私が答える話ではないかも知れませんが、今、川田委員おっしゃったように、推進と規制、この二つを同一のところを取り仕切ることが問題だというような認識については、私も共有をいたします。

ただ、これはそれぞれの国のこの行政の歴史の中での話でありますので、直ちにドイツ、スウェーデンのように環境省がというようなことはなかなか難しいんだろうというふうに思いますが、今、委員の御指摘については受け止めさせていただきます。

○川田龍平君

ありがとうございました。

是非、本当にこういった問題について、先ほど長崎の諫早湾の話もありましたけれども、やはりこうした、今までこうだったからということだけではなく、官僚のそういった固まった考え方で動いていくことではなく、政治がやはりリーダーシップを発揮して、こうしたことに対しても対処に当たっていただけますように、是非よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

出席者は下記のとおり。

委員長 松山 政司君
理事

岡崎トミ子君
ツルネン マルテイ君
中川 雅治君
橋本 聖子君

委員

梅村 聡君
小川 勝也君
大石 正光君
大久保潔重君
加賀谷 健君
轟木 利治君
荒井 広幸君
神取 忍君
川口 順子君
矢野 哲朗君
加藤 修一君
木庭健太郎君
市田 忠義君
川田 龍平君

国務大臣

環境大臣 鴨下 一郎君

副大臣

農林水産副大臣 岩永 浩美君

環境副大臣 桜井 郁三君

大臣政務官

環境大臣政務官 並木 正芳君

事務局側

常任委員会専門員

加藤 堅一君

政府参考人

金融庁総務企画局参事官

私市 光生君

金融庁総務企画局参事官]

三村 亨君

総務大臣官房審議官

御園慎一郎君

外務大臣官房地

球規模課題審議官

鶴岡 公二君
外務大臣官房参事官
片上 慶一君
財務大臣官房審議官
古谷 一之君
財務大臣官房審議官
桑原 茂裕君
財務省主計局次長
木下 康司君
厚生労働大臣官房審議官
黒川 達夫君
林野庁森林整備部長
針原 寿朗君
水産庁増殖推進部長
重 義行君
経済産業大臣官房審議官
伊藤 元君
資源エネルギー庁次長
平工 奉文君
資源エネルギー庁資源・燃料部長
北川 慎介君
資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官
平岡 英治君
海上保安庁警備救難部長
石橋 幹夫君
海上保安庁交通部長
米岡 修一君
環境大臣官房審議官
白石 順一君
環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
由田 秀人君
環境省総合環境政策局長
西尾 哲茂君
環境省総合環境政策局環境保健部長
石塚 正敏君
環境省地球環境局長
南川 秀樹君
環境省水・大気環境局長
竹本 和彦君
環境省自然環境局長
櫻井 康好君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○環境及び公害問題に関する調査

(気候変動に関する国際連合枠組条約第十三回締約国会議及び京都議定書
第三回締約国会合閣僚準備会合に関する件)

(気候変動に関する政府間パネル (I P C C) 第四次評価報告書に関する件)

(森林吸収源対策に関する件)

(海洋環境の保全に関する件)

(環境国債、環境会計、環境金融に関する件)

(気候変動と保険制度の在り方に関する件)

(電力分野の二酸化炭素排出源対策に関する件)

(六ヶ所村核燃料再処理工場の安全性に関する件)